

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート八幡鷹飼店 近江八幡市鷹飼町452番地3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 3 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の位置
 - (1) 変更前 出入口3か所
 - (2) 変更後 出入口1か所 入口1か所 出口1か所
- 4 変更年月日 平成30年11月29日
- 5 変更の理由 出入口の構造上のため 近隣住民からの要望のため
- 6 届出年月日 平成30年11月21日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 平成30年12月18日から平成31年4月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成31年4月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号